

令和 3 年 5 月 2 6 日

各指定障がい福祉サービス事業所 管理者 様
各指定障がい児通所事業所 管理者 様

大阪市福祉局障がい者施策部
障がい支援課長
運営指導課長

新型コロナウイルスに係るワクチン接種に伴う障がい福祉サービス事業所等の
取扱いについて

(障がい福祉サービス事業所等で新型コロナウイルス感染症が確認された場合
の人員基準等の臨時的な取扱いについて [第 10 報])

平素は、本市福祉行政の推進にご理解、ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。
また、新型コロナウイルス感染症に対する取組につきましては、この間、適切な支
援にご尽力いただきありがとうございます。

令和 3 年 4 月 22 日付け厚生労働省事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る
障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて (第 12 報)」
において、新型コロナウイルスに係るワクチン接種 (以下、「ワクチン接種」とい
う。) に伴う障がい福祉サービス事業所の取り扱いが示されたところです。

今般のワクチン接種については、重症化リスクの高い高齢者や基礎疾患を有す
る者に迅速に実施する必要がある、予防接種法上の位置づけを含め公益性の高い
ものであることなどから、本市としても実施体制を整える必要があります。

本事務連絡では、サービス提供中に、利用者に対しワクチン接種が行われた場合
の報酬上の特例的な取扱い等についてお示ししています。

各事業所におかれましては、本通知の内容及び趣旨をご理解いただき、障がい福
祉サービス事業所の利用者の円滑なワクチン接種にご協力いただきますようお願い
申し上げます。

記

1. 厚生労働省事務連絡 (第 12 報) に基づく臨時的な取扱いについて

通所系サービス (生活介護、就労継続支援 (A 型・B 型)、就労移行支援、
自立訓練 (機能訓練・生活訓練)、児童発達支援^(※)、医療型児童発達支援^(※)、
放課後等デイサービス^(※)) の事業所内において、ワクチン接種を実施する場
合の障がい福祉サービス等については、次のとおりです。

(※) 本事務連絡発出時点において、承認されている新型コロナウイルスワクチン製剤の対象
年齢が 16 歳以上であることから、対象者が限定されていることに留意すること。

(1) 通所系サービス事業所内でワクチン接種を行う場合

- ①通所系サービス事業所内でワクチン接種を実施する場合、当該事業所の職員においても接種前後の誘導や支援、見守り等の多くの業務が発生することから、ワクチン接種に伴う事業所における業務については、障がい福祉サービス等報酬を算定することが可能となります。
- ②ただし、通所系サービス事業所がワクチン接種を実施するに当たり、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金を受けている場合は、障がい福祉サービス外とするため、ワクチン接種に関わる時間について、報酬算定することはできません。

(2) 通所系サービス事業所における利用者の送迎について

- ・通所系サービス事業所内でワクチン接種が行われる場合、当該事業所と利用者の居宅の送迎については、報酬算定可能で、要件を満たしていれば送迎加算の算定も可能です。
- ・通所系サービス事業所が、サービス提供時間中に事業所からワクチン接種会場まで利用者の送迎を行う場合は、報酬算定することはできません。一方で、サービス提供前後の送迎中にワクチン接種会場を経由して、利用者の送迎を行う場合は、報酬算定することが可能で、要件を満たしていれば送迎加算の算定も可能です。

(3) 訪問系サービスについて

- ・訪問系サービス（居宅介護、同行援護、行動援護、重度訪問介護）をワクチン接種会場までの移動する際の外出時の支援として利用することは可能です。（居宅介護については、通院等介助により利用可能）

2. その他の新型コロナウイルス感染症に係る臨時的な取扱いについて

その他の新型コロナウイルス感染症に係る障がい福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについては、当面の間、変更予定はありません。

これまで示してきた取扱いについては、下記の本市ホームページ「新型コロナウイルス感染症への対応等について」より確認ください。

<https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000496898.html#60>

3 添付資料

- ・【厚生労働省事務連絡】新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第12報）

4 参考（新型コロナウイルス関連情報掲載ホームページ）

- 大阪市ホームページ（新型コロナウイルス感染症について）
<https://www.city.osaka.lg.jp/kenko/page/0000490878.html>
- 大阪市ホームページ（新型コロナウイルス感染症のワクチン接種について）
<https://www.city.osaka.lg.jp/kenko/page/0000524920.html>
- 厚生労働省ホームページ
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html
- 大阪府ホームページ
<http://www.pref.osaka.lg.jp/iryo/osakakansensho/corona.html>
- 厚生労働省ホームページ：令和3年度障害福祉サービス等報酬改定について
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202214_00007.html

【お問い合わせ先】

大阪市福祉局障がい者施策部

障がい支援課 Tel：06-6208-7986 Fax：06-6202-6962

運営指導課 Tel：06-6241-6520 Fax：06-6241-6608